

議案第 8 5 号

岬町下水道条例の一部改正について

岬町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）の一部改正に伴い排水基準の見直しがされたため、本条例においても新基準に適合するように改正するものです。

岬町条例第 号

岬町下水道条例の一部を改正する条例（案）

岬町下水道条例（平成 5 年岬町条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 号中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同条第 8 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 6 条第 8 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

岬町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町下水道条例（平成5年岬町条例第25号）

新	旧
第1条～第15条（略） （除害施設の設定） 第16条（略） (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)～(7)（略） (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）により、南大阪湾南部処理場からの放流水について排水基準が定められているもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値 2（略） 以下（略）	第1条～第15条（略） （除害施設の設定） 第16条（略） (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)～(7)（略） (8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）により、南大阪湾南部処理場からの放流水について排水基準が定められているもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値 2（略） 以下（略）